

(介護予防) 短期入所生活介護支援事業所 かなしょうず園 重要事項説明書

当施設は、契約者様に対して介護保険法令等に規定されている介護サービスを提供します。又、当契約は施設側の責務だけでなく、契約者様並びに契約代理人様の役割も同様に規定しております。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

1. 施設を経営する法人について

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 天年会 |
| (2) 法人所在地 | 三重県鈴鹿市地子町字金生水 8 1 4 番地の 3 0 |
| (3) 電話番号 | 0 5 9—3 8 3—0 9 5 5 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 玉田香介 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 5 5 年 9 月 1 7 日 |

2. ご利用いただく施設について

- | | |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 短期入所生活介護支援事業所 |
| | ※当施設は、三重県指定 2 4 7 0 3 0 0 1 7 5 号にて介護保険の指定を受けています。 |
| (2) 施設の名称 | 短期入所生活介護事業所 かなしょうず園 |
| (3) 施設の所在地 | 三重県鈴鹿市地子町字金生水 8 1 4 番地の 3 0 |
| (4) 電話番号 | 0 5 9—3 8 3—0 9 5 5
0 5 9—3 8 3—0 9 5 6 |
| (5) 施設長（管理者）氏名 | 玉田 香 |
| (6) 開設年月日 | 昭和 5 6 年 4 月 1 5 日 |
| (7) 入所定員 | 1 9 名 |
| (8) 営業時間 | 年中無休、2 4 時間体制 |

3. 職員の配置状況について

以下は関係法令で定められている人員基準となります。

- | | |
|------------|------------------|
| 施設長 | 1 名 |
| 生活相談員 | 1 名 |
| 介護職員 | 7 名以上 |
| 看護師 | 1 名以上 |
| 管理栄養士及び栄養士 | 1 名（介護老人福祉施設と兼務） |
| 機能訓練指導員 | 1 名 |



4. 当施設が提供するサービスと利用料金について

4-1. 法人理念及び活動方針

○法人理念及び活動方針について

- ・介護保険運営基準で定められたサービスを提供いたします。又、当法人の理念及び活動方針に則り各支援を実施致します（法人理念、活動指針は別紙を添付いたします）。

4-2. 介護保険の給付対象サービス

○施設サービス計画について

- ・担当生活相談員が利用者様の生活に対する意向や心身の状況を確認し施設サービス計画を作成いたします。作成した施設サービス計画は、利用者様及びご家族に説明し、同意を得て決定いたします。
- ・各職種は専門的な知識と技術に基づいて利用者様の状態について協議し、必要な援助を実施します。

○各支援（介助）について

基本的な相談援助業務及び身体介護については都度実施します。

・食事について

可能な限り経口からの食事摂取が可能となるよう支援いたします。又、本人様の嗜好等に合わせた支援を実施します。

食事提供時間は、朝食 7：30～／昼食 11：30～／夕食 17：30～、となります。

経管栄養対応方法及び提供時間について、要相談と致します。

・入浴について

清潔な状態で生活を送り、社会生活が促されるよう支援いたします。

利用中、一回以上は入浴サービスを実施します。ただし、本人様の拒否が強い場合や発熱等で入浴できない場合もあります。入浴できない場合は、可能であれば全身清拭を実施致します。入浴できない場合の理由等に関しましては、都度ご家族様にご連絡致します。

月・木曜日…午前：一般浴（男性）、午後：機械浴（男性）

火・金曜日…午前：機械浴（女性）、午後：機械浴（女性）

水・土曜日…午前：一般浴（女性）、午後：一般浴（女性）

・排泄について

契約者様の能力に応じた排泄支援を継続して実施する事が出来るよう支援いたします。可能な限り、自然な形で排泄が出来るよう支援します。

・レクリエーション、余暇活動について

本人様が活力をもって生活することが出来るよう支援します。又社会の一員として地域生活を送ることが出来るよう、外出行事や地域の行事への参加を計画、支援を致します。年間を通した行事や、各フロアーの特性に合わせた余暇活動を提供いたします。

・リハビリテーション

基本的には、機能訓練指導員、看護師及び介護職員による生活リハビリを致します。又、個別でのリハビリテーションが必要な場合は、各職員が実施致します。



基本施設サービス費※R6.6 改正

要支援度	サービス利用料
要支援 1	854 単位/日
要支援 2	983 単位/日

要介護度	サービス利用料
要介護 1	1065 単位/日
要介護 2	1146 単位/日
要介護 3	1231 単位/日
要介護 4	1314 単位/日
要介護 5	1396 単位/日

※サービス利用料に含まれる加算サービスは下記の通りです。

介護送迎加算、機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

夜勤職員配置加算（Ⅲ）（日）、個別機能訓練加算（日）、看護体制加算（Ⅰ）

看護体制加算（Ⅱ）、介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 0.14 掛け

地域加算（6 級） 10.33 円

4－3．介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

○食費

食事毎に料金を算定致します。朝食：440 円、昼食：690 円、夕食：620 円となります。経管栄養について、当事業所を利用し当事業所取り扱いしている栄養物を使用した際は、食事料金として徴収致します。

○食事加工費

普通食以外を提供した際は、食事加工費として 160 円/日徴収致します。

○居住費

915 円/日（多床室）、1,540 円/日（個室）となります。ただし、「介護保険負担限度額認定」で第 1 段階～第 3 段階までの認定を受けている方は、別紙（利用料金表）の金額になります。

○間食費用

間食費用は、200 円/日を自費にて徴収致します。尚、体調不良時及び経管栄養者については費用を徴収致しません。又、喫茶（施設行事）利用などの費用も含めた費用となります。

○布団のクリーニング代

リースしている布団等を著しく汚された場合又は破損した場合は、別途料金を頂きます。各寝具クリーニング代金は以下の通りです。

掛け布団…1,500 円、毛布 1,500 円、枕…800 円



○保険給付対象外の送迎費用

外出先（病院受診含む）等への送迎は、原則ご家族様でお願いします。事情により、施設での送迎が必要となる場合（親族様の冠婚葬祭、旅行等）は、片道5km以内で1,000円を送迎費用として頂きますので、ご了承下さい。

○病院受診時の職員付き添い料

病院受診時の付き添いは、原則家族様でお願いします。受診の際、医師への報告及び施設での継続治療が必要である場合は職員も付き添いをさせていただきますが、その際は5,000円/1時間毎を付き添い料として頂きます。夜間帯の救急搬送時の付き添い料も同様です。

※受診先の医師の判断により検査・入院・手術等の指示があった場合、必ず家族様の付添が必要となりますので、ご了承下さい。但し、施設側の過失により救急搬送及び受診になった際は、この限りではない。

○テレビ貸出し料

テレビ貸出しについて、ご希望される利用者様におかれましては、テレビの貸出しをしております。尚、希望される利用者様につきましては、100円/日と自費にて徴収致します。

○電気使用料

電気使用料について、自室にて電化製品（携帯電話・パソコン・テレビ・冷蔵庫等）持ち込みの方が対象となっております。持ち込みの際は、30円/日と自費にて徴収致します。

○事務手数料

保険証等の保管管理、現金管理（預かり金）、領収書等保管管理等につきましては、1,000円/月と自費にて徴収致します。

○衣替え実施料

衣替えの実施は原則ご家族にてお願い致します。衣替えの実施が困難な場合は、職員にて代行しますが、3,000円/回と自費にて徴収致します。

○衣類及び生活物品管理料

居室以外のスペースで衣類やその他の生活物品（車椅子・ポータブルトイレ等）を管理する場合は1,000円/月と自費にて徴収致します。

○理容代

散髪につきましては、希望が御座いましたら実施させていただきます。（散髪実施日については不定期となります）費用については2,500円/回と自費にて徴収致します。

○その他生活に必要な物品について

生活に必要な物品等に関しては、都度ご家族及び代理人様へ連絡致します。原則として代理購入は実施しておりません。代理購入を依頼する際は、一回につき（領収書毎）500円頂きます。但し、施設は、基本的に金銭の管理も行ないません。

4—4、サービス利用負担額（居住費、食費含む）について

- ・利用料金については別紙料金表を参照とします。
- ・おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので、請求いたしません。



4－5、利用料金の支払いについて

上記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 2 5 日にご指定口座より振替させていただきます。

ご利用いただける銀行： 百五銀行・鈴鹿 JA バンク・三十三銀行

5、契約者様並びに代理人（身元引受人）様の義務について

- ・契約者様並びに代理人様は、契約書に定められた事項及び重要事項に定められた事項について、その義務を負います。

6、事故発生時の対応について

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族様に連絡し、必要な措置を講じます。また、市町村にも速やかに連絡・報告をいたします。
- ・契約書第五章 損害賠償 第 14 条（損害賠償責任）および第 15 条（損害賠償がなされない場合）に準じます。

7、契約者様からの相談・苦情の対応について

- ・相談については、生活相談員が窓口となり援助いたします。又、苦情担当責任者を設置いたしております。
- ・要望、苦情等は、お気軽にお申し付け下さい。受付には「ご意見箱」を設置しております。
- ・必要に応じて苦情解決を目的に設置される第三者委員会等で協議し、解決にあたります。また必要に応じ、責任者が口頭・文書等で報告いたします。
- ・その他苦情解決に関しては、各種法令及び当施設で作成する苦情解決運営規定に従います。

8、契約の終了について

当事業所との契約では、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。尚、下記事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了致します。

○契約解除理由

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 三 施設の滅失や重大な毀損により、契約者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- 四 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 第 17 条から 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

○契約者による途中利用中止・契約解除

サービスの利用期間中であっても契約者様は利用中止を申し出ることができます。その場合には、利用中止を希望する日の前日までにお申し出下さい。ただし、以下の場合には即時に退所及び契約解除をすることが出来ます。

- 一 契約者が入院された場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 四 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、契約者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信



行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- 五 他の利用者が契約者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

○施設からの契約解除、途中利用中止

利用者が以下の事項に該当する場合には、施設は利用者との契約を解除し即日利用キャンセルを申し付けることが出来ます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重大事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者が入園前に、感染症に罹患されており、施設内で他利用者及び職員に感染の危険がある場合。又、入園後に感染症を発覚した場合。尚、感染症における疾患の判断について、他利用者及び職員に感染する危険の判断については、当事業所で判断するものとする。
- 三 利用者によるサービス利用料金の支払いが次月末をもって支払われない場合
- 四 利用者及びご家族が故意又は重大な過失により事業者及びサービス従事者、他の利用者様等の生命身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の継続をしがたい重大な事情を生じさせた場合

9、その他

- ・当施設では人材育成のため、専門学校等の実習生やボランティアを受け入れております。何卒ご協力下さい。
- ・面会時は受付にて面会表の記入をお願いします。
- ・緊急時の対応（重度意識障害や無呼吸状態）については、予め施設職員に伝えるよう宜しくお願いいたします。



短期入所生活介護事業所サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所 かなしょうず園

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
短期入所生活介護事業所サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名

印

利用者住所 〒 _____

代理人氏名

(続柄：)

印

代理人住所 〒 _____

携帯番号：

自宅電話番号：

